

尾張旭市イメージキャラクター「あさぴー」着ぐるみ等貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市（以下「市」という。）をPRすること及び市民が市に愛着を持つことを目的として、市が市イメージキャラクター「あさぴー」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）及び市オリジナルのぼり旗（以下「のぼり」という。）の貸出しを行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象事業)

第2条 貸出対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が主催する事業
- (2) 市が委託、共催又は後援する事業
- (3) 尾張旭市内に活動の拠点を置き、その主たる構成員が市内に在住、在勤又は在学の各種団体、市民グループ、企業等が行い、前条に規定する目的が十分に達成されると認められる事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、企画部広報広聴課長（以下「管理者」という。）が認める事業

(貸出対象者)

第3条 貸出対象者は、前条に規定する事業を所管する課等の長（以下「使用者」という。）とする。

(貸出しの申込み)

第4条 使用者は、「あさぴー」着ぐるみ等貸出申込書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申込期間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号の場合は、使用希望日の6月前の日の属する月の1日から15日前までとする。
- (2) 第2条第3号及び第4号の場合は、使用希望日の3月前の日の属する月の1日から15日前までとする。

(貸出しの決定)

第5条 管理者は、前条に規定する申込書の提出があったときは、受付順に早いものからその内容を審査し、貸出しの可否を「あさぴー」着ぐるみ等貸出決定通知書（第2号様式）により、使用者に通知するものとする。

(貸出基準)

第6条 管理者は、申込書の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しの承諾をするものとする。

- (1) 第1条に規定する目的に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 市及び「あさびー」のイメージを損ねるおそれがあるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするとき。
- (5) 不当な利益を得るため又は営利目的のみに利用しようとするとき。
- (6) 特定の個人、企業等の売名に利用しようとするとき。
- (7) 正しい使用方法に従って使用しないものと認められるとき。
- (8) その他管理者が貸し出すことが不適切と認めるとき。

(貸出期間)

第7条 着ぐるみ及びのぼりの貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(貸出料金)

第8条 着ぐるみ及びのぼりの貸出料金は、無料とする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間及び返却日を守ること。
- (3) 搬出と返却は使用者が行うこと。
- (4) 着ぐるみの出演中は必ずアシスタント（介添え人）として1人以上を配置すること。
- (5) 火気及び危険物の付近で使用しないこと。
- (6) 着ぐるみは雨天時に屋外で使用しないこと。
- (7) 着ぐるみ及びのぼりの使用によって発生した事故等については、使用者の責任で適切に処理すること。
- (8) その他管理者が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出しの取消し)

第10条 管理者は、使用者が着ぐるみ等を使用するに当たり、前条に違反していると認めるときは、「あさびー」着ぐるみ等貸出決定取消通知書（第3号様式）により貸出決定を取り消すことができる。

(原状回復)

第11条 着ぐるみ及びのぼりを破損又は汚損したときは、使用者の責任と負担により、管理者の指示に従い、修復、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第12条 着ぐるみ及びのぼりの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対して、管理者は一切その責めを負わない。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

「あさぴー」 着ぐるみ等貸出申込書

広報広聴課長 殿

課

「あさぴー」 着ぐるみ等を使用したいので、次のとおり申込みます。

貸 出 希 望 物 品	☐ あさぴー着ぐるみ ☐ オリジナルのぼり旗（黄色 枚・緑色 枚）
事 業 （ 行 事 ） 名	
事 業 （ 行 事 ） 内 容	※内容が分かる資料、チラシなどの添付でも可
使 用 方 法	
使 用 場 所	
使用（借用）期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
借 受 希 望 日	年 月 日 午前・午後 時
返 却 予 定 日	年 月 日 午前・午後 時

※のぼりの黄色は右側、緑色は左側にポールを設置

受理年月日	決裁区分	保存期間	上記の申込みは ☐ 申込みどおり、承諾する。 ☐ 承諾しない。					
	丁	5 年						
	広 報 広 聴 課			所 属				
	課長	課長補佐	係長	係	課長	課長補佐	係長	係

年 月 日

「あさびー」着ぐるみ等貸出決定通知書

課長 殿

広報広聴課長 _____

年 月 日付けで申込みのありました、「あさびー」着ぐるみ等の貸出しについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定区分 ☐ 承諾
☐ 不承諾
(理由: _____)
- 2 貸出物品 ☐ あさびー着ぐるみ
☐ オリジナルのぼり旗（黄色 枚・緑色 枚）
- 3 貸出期間 年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）
- 4 貸出条件

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

「あさぴー」着ぐるみ等貸出決定取消通知書

課長 殿

広報広聴課長 _____

年 月 日付けで通知しました、「あさぴー」着ぐるみ等の貸出決定通知については、下記の理由により貸出決定を取り消します。

記

取消理由：